



宮 崎 県 公 報

令和5年4月24日(月曜日) 第401号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○保安林の指定	(自然環境課)	1
○保安林の指定施業要件の変更	(")	1
○みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する告示	(森林経営課)	1
○歳入の収納の事務の委託	(山村・材振興課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (2件)	(水産政策課)	2

頁

○道路の区域の変更	(道路保全課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定 (6件)	(港湾課)	3

公 告

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(自然環境課)	4
○宮崎県労働委員会委員の推薦手続	(雇用労働政策課)	4
○土地改良区の役員の就退任の届出 (4件)	(農村整備課)	8
○県営土地改良事業計画の策定 (")		10
○宅地建物取引業者に対する監督処分	(建築住宅課)	10

告 示

宮崎県告示第 326号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中水流5643-1、5643-2、字堂尻5755から5757まで、5762、5765から5768まで、5769-1、5770-1、5773、5774-1、5776-1、5778、5780、5803、5808から5810まで、5813、5815、字矢村5922、5926、5928、5936、5949、5952から5955まで、5956-1、字熊ノ谷6007(次の図に示す部分に限る。)、6005-1、6005-3、字空松6010、6013、6014-1、6015
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字矢村5926・字空松6014-1・6015(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 327号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字矢村5926、字空松6014-1、6015
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 328号

みやざき林業大学校研修規程の一部を改正する告示

みやざき林業大学校研修規程(平成31年宮崎県告示第 240号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（研修期間及び受講定員） 第 3 条 前条の表の左欄に掲げる研修課程（長期課程に限る。）の 研修期間は 1 年とし、受講定員は <u>15</u> 人程度とする。 2 [略]	（研修期間及び受講定員） 第 3 条 前条の表の左欄に掲げる研修課程（長期課程に限る。）の 研修期間は 1 年とし、受講定員は <u>24</u> 人程度とする。 2 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

宮崎県告示第 329 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収 納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合 会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協 同組合	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 330 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）
第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定によ
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定
による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると
認めた。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 5 年 3 月 23 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 日野 淳一朗 延岡市 花岡 正岳
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延 岡東漁業協同組合の地区以外の地区

区 分	総トン数 10 トン未満の漁船を使用して 漁業を行うもの、総トン数 10 トン以上 の漁船を使用して主にかつお一本釣り 漁業を行うもの、大型定置漁業及び小 型定置漁業
-----	---

宮崎県告示第 331 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）
第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定によ
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定
による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると
認めた。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 5 年 3 月 24 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 長瀬 正剛 延岡市 大寿水産 有限会社 代表取締役 島津 忠雄
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	総トン数 10 トン未満の漁船を使用して 主にひき縄漁業を行うもの、大型定置 漁業（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号 ）第 60 条第 3 項に規定する漁業をいう 。以下同じ。）及び小型定置漁業（内 水面以外の水面において網漁具を定置 して営む漁業であって、大型定置漁業 以外のものをいう。以下同じ。）

宮崎県告示第 332 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 24 日から同年 5 月 8 日まで宮崎
県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 滝下申29番 6地先から 同市同町下 鹿川同字申 1番30地先 まで	旧	6.0～ 29.3	339.7
				新	6.3～ 29.3	339.7

宮崎県告示第 333号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 上椎葉地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1803番1
2	〃 〃 〃 〃 1788番11
3	〃 〃 〃 〃 1788番11
4	〃 〃 〃 〃 1788番14
5	〃 〃 〃 〃 1747番2

宮崎県告示第 334号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和5年4月24日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成24年宮崎県告示第 156号）は、廃止する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
古江港 (延岡市)	古江港港湾区域 同港臨港地区の一部	船舶 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車

		、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済自動車
--	--	----------------------------------

宮崎県告示第 335号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和5年4月24日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成24年宮崎県告示第 588号）は、廃止する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
細島港 (日向市)	細島港港湾区域 同港臨港地区、日向市大字日知屋字天神ノ前の県有地	船舶 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済自動車

宮崎県告示第 336号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和5年4月24日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成25年宮崎県告示第 117号）は、廃止する。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
熊野江港 (延岡市)	熊野江港港湾区域 同港臨港地区、港湾隣接地域	船舶 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに

同条第 8 項に規定する使用済自動車

宮崎県告示第 337号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 24 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成25年宮崎県告示第 591号）は、廃止する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港湾名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
平岩港 (日向市)	平岩港港湾区域 同港港湾隣接地域の一部 、日向市大字平岩21番13 及び同21番14の県有地	船舶 道路運送車両法（ 昭和26年法律第 1 85号）第 2 条第 2 項から第 4 項まで に規定する自動車 、原動機付自転車 及び軽車両並びに 同条第 8 項に規定 する使用済自動車

宮崎県告示第 338号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 24 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成26年宮崎県告示第 126号）は、廃止する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港湾名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
延岡新港 (延岡市)	延岡新港港湾区域 同港港湾隣接地域、同港 臨港地区の一部及び港湾 法第 2 条第 6 項の規定に より国土交通大臣が認定 した港湾施設の区域（港 湾管理者が管理するもの に限る。）	船舶 道路運送車両法（ 昭和26年法律第 1 85号）第 2 条第 2 項から第 4 項まで に規定する自動車 、原動機付自転車 及び軽車両並びに 同条第 8 項に規定 する使用済自動車

宮崎県告示第 339号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 24 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成26年宮崎県告示第 127号）は、廃止する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港湾名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
美々津港 (日向市)	美々津港港湾区域 同港港湾隣接地域及び同 港臨港地区の一部、日向 市大字幸脇 1 番 1、4 番 5、996番49、同 996番 69、同 996番74、同 996 番86の県有地	船舶 道路運送車両法（ 昭和26年法律第 1 85号）第 2 条第 2 項から第 4 項まで に規定する自動車 、原動機付自転車 及び軽車両並びに 同条第 8 項に規定 する使用済自動車

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 事業者の住所
延岡市松原町 4 丁目8931番地 2
- 事業者の代表者の氏名
松田 秀人

第44期宮崎県労働委員会委員の任期が令和 5 年 8 月 19 日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により第45期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 任命する委員の数
使用者委員 5 人
労働者委員 5 人
- 推薦できるものの資格
(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の

区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

令和5年5月8日（月曜日）から令和5年6月16日（金曜日）まで

6 推薦の方法

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

- ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
- イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
- ウ 被推薦者の履歴書 1部
- エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部

- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

- ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
- イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部
- ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部
- エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

第 45 期宮崎県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 45 期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 山 英 也	宮崎市大坪西1丁目7番10-6号
理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通2丁目6番23号サーパス宮崎駅前 602号
理 事	前 田 峰 子	宮崎市田野町甲6180番地
理 事	小岩屋 和 子	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	鍋 倉 利 幸	宮崎市田野町甲5580番地 1
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	鍋 倉 一 己	宮崎市田野町甲5381番地 1
理 事	佐 伯 逸 男	宮崎市田野町甲9686番地 4
理 事	蛭 原 巖	宮崎市田野町乙 666番地
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
理 事	津 田 政 博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	黒 木 政 章	宮崎市清武町船引7261番地
理 事	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地 1
理 事	石 山 吉 郎	宮崎市清武町今泉甲3768番地 9
理 事	坂 元 早 雄	宮崎市清武町木原3254番地 6
理 事	長 友 文 孝	宮崎市清武町今泉甲4659番地
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
理 事	鬼 塚 健 太	宮崎市古城町山ノ城5723番地
監 事	駒 山 学	宮崎市恒久南1丁目1番 8
監 事	川 越 清一郎	宮崎市田野町乙4253番地

監 事	長 友 亨 治	宮崎市末広2丁目2番30号アルファスマート高松通り 407号
-----	---------	--------------------------------

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	丸 目 賢 一	宮崎市田野町乙9303番地17
理 事	清 山 知 憲	宮崎市松山1丁目6番 9号
理 事	小 倉 輝 弘	宮崎市清武町加納乙 475番地 1
理 事	島 村 幸 広	宮崎市高千穂通2丁目6番23号サーパス宮崎駅前 602号
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 和 孝	宮崎市田野町乙2045番地
理 事	鍋 倉 一 己	宮崎市田野町甲5381番地 1
理 事	佐 伯 逸 男	宮崎市田野町甲9686番地 4
理 事	蛭 原 巖	宮崎市田野町乙 666番地
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
理 事	津 田 政 博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	黒 木 政 章	宮崎市清武町船引7261番地
理 事	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地 1
理 事	石 山 吉 郎	宮崎市清武町今泉甲3768番地 9
理 事	坂 元 早 雄	宮崎市清武町木原3254番地 6
理 事	黒 田 昭 年	宮崎市清武町今泉甲4658番地 2
理 事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
監 事	本 村 真 二	宮崎市神宮1丁目92番地 1
監 事	川 越 清一郎	宮崎市田野町乙4253番地
監 事	野 崎 定 政	宮崎市清武町船引1249番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、時屋土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	戸高厚	宮崎市古城町長田5849番地
理事	染矢武久	宮崎市清武町船引4518番地14
理事	奥野一義	宮崎市古城町古城6226番地
理事	村田孝子	宮崎市大字細江5714番地1
理事	高橋研三	宮崎市大字細江3350番地
監事	押川明廣	宮崎市古城町加奈江1423番地2
監事	貴島隆敏	宮崎市大字細江4673番地

(任期:令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	戸高厚	宮崎市古城町長田5849番地
理事	貴島武	宮崎市大字細江4744番地
理事	黒田和夫	宮崎市古城町古城6193番地
理事	高橋研三	宮崎市大字細江3350番地
理事	染矢武久	宮崎市清武町船引4518番地14
監事	杉田眞敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
監事	貴島隆敏	宮崎市大字細江4673番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、宮崎市生目土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川野恒道	宮崎市大字有田2060番地

理事	横山健	宮崎市大字跡江4739番地2
理事	金丸隆幸	宮崎市大字長嶺 397番地2
理事	福嶋九州男	宮崎市大字有田 134番地5
理事	徳山一男	宮崎市大字小松 305番地
理事	加藤明実	宮崎市大字跡江1719番地
理事	日高富士美	宮崎市大字富吉4746番地2
理事	横山成男	宮崎市大字富吉2746番地1
理事	長友昭治	宮崎市大字富吉 368番地
理事	坂本哲朗	宮崎市大字浮田 794番地1
理事	井上靖則	宮崎市大字浮田2212番地
理事	長友武邦	宮崎市大字細江1406番地1
理事	藤井正剛	宮崎市大字細江1747番地1
理事	日高政夫	宮崎市大字生目 527番地1
理事	太田原政行	宮崎市大字生目 431番地3
理事	黒木隆雄	宮崎市大字長嶺 622番地
理事	岩切信一	宮崎市大字柏原 841番地
理事	池田悟	宮崎市大字浮田3225番地
理事	徳地豊	宮崎市大字跡江1887番地2
理事	川崎和久	宮崎市大字跡江 736番地
監事	横山森雄	宮崎市大字富吉2428番地1
監事	兒玉稔	宮崎市大字生目3858番地
監事	兒玉稔	宮崎市大字小松1075番地1

(任期:令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	川野恒道	宮崎市大字有田2060番地
理事	横山健	宮崎市大字跡江4739番地2
理事	金丸隆幸	宮崎市大字長嶺 397番地2

理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	徳 山 一 男	宮崎市大字小松 305番地
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 富士美	宮崎市大字富吉4746番地 2
理 事	横 山 成 男	宮崎市大字富吉2746番地 1
理 事	長 友 昭 治	宮崎市大字富吉 368番地
理 事	坂 本 哲 朗	宮崎市大字浮田 794番地 1
理 事	井 上 靖 則	宮崎市大字浮田2212番地
理 事	徳 地 久 実	宮崎市大字細江2318番地 3
理 事	長 友 武 邦	宮崎市大字細江1406番地 1
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	日 高 政 夫	宮崎市大字生目 527番地 1
理 事	黒 木 隆 雄	宮崎市大字長嶺 622番地
理 事	谷 口 典 夫	宮崎市大字柏原1102番地
理 事	岩 切 一 成	宮崎市大字柏原 819番地 1
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 崎 孝 文	宮崎市大字跡江 739番地
監 事	湯 地 初 男	宮崎市大字跡江 908番地
監 事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字小松1075番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	駒 山 学	宮崎市恒久南 1 丁目 1 番地 8

（任期：令和 7 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 口 紀 昭	宮崎市祇園 3 丁目 209番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により桜ヶ丘地区県営土地改良事業（日南市、農村地域防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 5 年 4 月 24 日から令和 5 年 5 月 25 日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第 2 項の規定による処分をしたので、同法第70条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分を受けた宅地建物取引業者

(1) 免許証番号 宮崎県知事 (12) 第2273号

(2) 商号又は名称 常盤産業株式会社

(3) 代表者の氏名 小田原 義典

(4) 主たる事務所の所在地 宮崎市南花ヶ島 336番地 1

2 処分をした年月日

令和 5 年 4 月 12 日

3 処分の内容

業務停止 5 日間（令和 5 年 4 月 29 日から同年 5 月 3 日まで）

4 適用条項

宅地建物取引業法第31条の 3 第 3 項及び同法第65条第 2 項第 2 号